

PRESS RELEASE

2025年11月14日

千葉県内金融機関による「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた連携について

株式会社千葉興業銀行(頭取 梅田 仁司)は、政府・産業界・金融界が一丸となって推進する「手形・小切手の全面的な電子化」への取組みを加速するため、千葉県内に本店を置く金融機関と連携し、お客さまの電子化移行をサポートすることをお知らせいたします。

記

1. 連携の目的

現在、産業界と金融界は、2021年6月に政府が公表した「成長戦略実行計画」に基づき、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に取り組んでおります。

このたび千葉県内の金融機関が連携することで、全面的な電子化への取組みをさらに加速させ、お客さまの円滑な電子化移行を支援いたします。

2. 連携金融機関

千葉興業銀行、千葉銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合

3. 連携内容

- (1) 共同リーフレットによる周知活動
 - 「手形・小切手の全面的な電子化」に関する共同リーフレットを作成し、お客さまへの周知活動を展開いたします。
- (2) 電子的決済手段への移行支援
 - 電子記録債権(でんさい)やインターネットバンキング等の活用を促進し、お客さまの電子的決済手段への移行をサポートいたします。

4. 実施日

2025年11月14日(金)

以上

紙の手形・小切手利用発止人



2027年3月末までに 紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

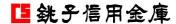






京葉銀行



















2027年3月末までに 0 電子化しないとどうなるの?



- 事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用が できなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービス への切替えのご検討をお願いします。
- ●政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで 手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の 発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- ●事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる 場合があります。



電子的決済サービスには 何があるの?



でんさい等の電子記録債権や インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の メリット



🗙 郵送料



※ 印紙代



★ 手書き・ゴム印 ★ 印紙·押印·発送





心配がなく、 災害に強い

電子的決済サービスの導入は 難しくないの?



…… かんたん3ステツプで導入できます。

金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や 資金繰り支援等のサポートを 行っている金融機関もあり



取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・ インターネットバンキングによる 振込等への切替えを案内



社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直し を行い初期設定